

# 北広島町農業委員会第24回総会議事録

事務局 (第24回北広島町農業委員会総会開会宣言)

会長 (開会あいさつ)

事務局 (事務局報告)

---

## 議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の承認について

会長 番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

会長 関連がありますので、番号2番についても続けて説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

15番 譲渡人は高齢の方でありますし、子どもさんが遠方で、保全管理の関係で草刈りをされたりしていますが、摘要欄のとおりで間違いありません。6月15日に譲受人と現地で面談を実施しました。譲渡人は遠縁にあたる方であり、譲受人は機械、労働力、技術等を備えておられますので要件は満たしておられます。また、周辺の農地には影響はございません。申請地は道から随分高いところにあります。水の便利も悪いところでして、写真も撮ってありますが、保全管理で耕作はしておられませんが、別段農地法に係ることはありませんので、許可相当と思われまます。よろしくをお願いします。

会長 番号1番及び2番についてご意見ご質問等をお願いします。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号1番及び番号2番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号3番について事務局より説明をしてください。

事務局 (議案を読み上げる。)

6番 この案件については、事前に譲渡人から今年には作らないと相談があり、その中で、図面

でみると上3枚が、譲受人が所有する農地です。それが続きますので、譲受人も譲ってほしいということで今回の申請になりました。譲渡人にとって、離れている田であり山林と交換することで同意したということです。現地を見ますと、事前着工ですが譲受人が植え付けをしてありました。従って全部耕作要件については満たすということで、機械、労働力、技術等について総合的に勘案して適当と思われます。周辺農地への影響はないと判断しております。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

会 長 番号3番について質疑に入ります。ご意見ご質問等をお願いします。

2 1 番 譲受人は88歳ということですが後継者はいらっしゃるんですか。

6 番 60歳ぐらいの長男がおられます。

2 1 番 長男の名前で申請がないのでしょうか。

6 番 農地の所有権が全て譲受人になってありますから。

2 1 番 同族ということで息子さんの名前でもおかしくないですよ。

6 番 それは譲受人が判断されたことで強制できるものではない。

6 番 それを言ってもらわないと、88歳で受けても本当にこれからやるのと思ってしまう。後継者のことをちゃんと言ってもらわないと判断ができない。

会 長 他にございませんか。

1 4 番 交換ということになっているが、おそらくこれは等価交換のことでしょう。

6 番 そうです。

1 4 番 等価交換は地目が違っていいのか。

6 番 いいらしいです。

1 4 番 初めて聞いたので。普通等価交換と同じ地目のものを交換するわけですが、これで見ると山林と交換するとあるができるんですよ。

6 番 できるんでしょう。司法書士に相談されたんですから。

会 長 他にございませんか。

委 員 (異議なし)

- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 3 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし（挙手全員）
- 会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 4 番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 （議案を読み上げる。）
- 10 番 去る 15 日に譲受人を訪ね現地調査をしました。譲渡人は譲受人の妹さんです。議案の摘要欄にあるとおり、相続によって農業経営をされておりましたけども、結婚され県外におられます。そのことから耕作ができないために姉である譲受人に譲り渡すということであります。申請地ですが、15 ページをご覧くださいますと、地番 457 とありますが自宅になっておまして、その周辺の斜線が当該地となっております。従来から譲受人夫婦並びにお母さんが町内地域に別宅ですが住んでおられ、耕作されております。先ほど説明がありましたとおり、農業経営規模が不足しますので利用権設定がされております。今まで耕作しておられる関係から、機械はトラクターとかコンバイン、それから労働力、技術面等満たしておまして、周辺農地にも影響はないと考えております。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。よろしくをお願いします。
- 会 長 番号 4 番について質疑に入ります。ご意見ご質問等をお願いします。
- 3 番 利用権設定が、期間が 1 年と短いですが合法的なので仕方がないですね。文句のつけようがないという風に解釈せざるを得ない。3 反要件が実質形骸化されるが、この形で行けば誰も文句のつけようがないですね。
- 事 務 局 期間までは何年と指定がないので。
- 3 番 3 反要件をクリアするためには裏技といたしますか、こういう形のものを、農業委員が言ってもいいものか。一般論として。
- 14 番 そう思いますよ。例えば設定が 5 年や 10 年なら下限面積の意味があるが、これなら全く意味がない。これが農業委員会ですんなり通ってもいいものなのか。私は問題だと思いますが。
- 3 番 疑問点は残るがやむを得ない。
- 会 長 譲渡人が転出されてから譲受人が管理されていたのか。
- 10 番 平成 10 年に結婚されて以降それからずっと管理されています。

会 長 財産というか、そういうものを家族として、保全していく方法としてお譲りになったの  
でしょうね。

6 番 これは行政書士がやられたのでしょうか。

10 番 そうです。

会 長 その他にこの件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号4番について申請どおり許可して良い  
と思われる委員の方は挙手をお願いします。

委 員 異議なし(挙手多数)

会 長 挙手多数です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号5番につい  
て事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

12 番 県営の圃場整備が済んだ時点から、譲受人と譲渡人の前所有者との分け田になっていて、  
譲渡人の前所有者は耕作されないからそのまま譲受人がずっと耕作していた。前所有者  
が亡くなられて、譲渡人に相続されたのですが、これは分け田で自分は生涯作る気はな  
いので、このまま譲受人に作ってもらうのに所有権移転したいため、売買の話が進みま  
した。譲受人は必要ないが仕方がないので買いましょうということになりました。

会 長 番号5番について質疑に入ります。ご質問ご意見等をお願いします。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号5番について申請どおり許可して良い  
と思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

---

#### 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について

会 長 番号6番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

- 21 番 平成 25 年の 11 月案件で、申請人は 1017 番の下の 1012 番を買い取っておられます。一番下の 1010-1 も買い取られておりますが、今回は第 1 種農地ということで、役員とも協議したのですが、住所地から申請地まで距離がありますので、申請人の意向も、本当に必要なのか問い合わせた上でないと判断できないので、私としては今回保留させてもらって来月に最終的には、申請人と話し合いをした上で、再度検討させてもらいたいと思います。
- 会 長 お聞きのように担当委員からのお気持ちを出していただきましたが、一応は質疑に入りたいと思っております。これらの件についてご質問ご意見ございましたらお願いします。
- 6 番 1 種農地は、農振の除外申請はしてあるが、こういう利用をしてもいいわけですか。
- 事務局 農振ではなくて農地法上ですか。
- 6 番 1 種農地としてですね。
- 事務局 農振の方の意見を、県に問い合わせて意見がなければ、農地法上では、1 種農地ですが、不許可の例外があり、施行規則 33 条 4 号に「周辺地域に居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」で不許可の例外があります。先ほど 21 番委員が言われましたように、住所地から申請地の距離がかなりありますので、この不許可の例外にはどうかなということ保留案件ということにされたと思います。
- 会 長 21 番委員からありましたように、実は先週の金曜日の夕方に、私も現地を見させていただきました。近隣の委員ということで、職務代理者と 3 番委員と 21 番委員と一緒に見ました。実は土が入っていると。田んぼの状態ではない。水が当たる状態じゃない。管理がされておったというものの、梅の木が 2 本ほど植えてあって、それも何度も刈り払い機で刈って背が低く、周りは草が刈って管理されている。土が入っているということは事前着工、又は無断転用という風に見られる恐れがある。開会のあいさつの中で言いましたように、1 種農地の諮問については案件が少なくなっていますから、県の現地調査の可能性が非常に高くなってまいりました。県から来て見られた時に、北広島町の農業委員会の基準はどうなっているのか、ローカルルールなのかと言われる可能性があるので、慎重に審議をさせていただく必要がある。とりわけ土が入っている状態で、始末書の添付であるのか、顛末書の添付であるのかの精査と、周辺地域に居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの、接続というものの数字は約 50 メートルとありますので、そうすると、住所地と申請地が何キロも離れているという状況の中で、資材置き場として認められないのではないかとということもあって、まずはもう少し調査を続けた方がいいだろうと、当地ではみんなの合意に至った。一応総会へ提出されたものですから、本人や司法書士からの取下げということとはできない。一旦は上程させていただいて皆さんの判断を仰ぐといったところです。
- 何かご意見ご質問はございますか。なければ保留案件ということで処理をしたいとおもいますが、いかがでしょうか。

- 6 番 農振除外の手続きをやっておられますが、その時に理由がどうなっているのか。
- 会 長 それも含めて調査をちゃんとしようということです。農振除外は農業委員会も許可しているのです、そこはしっかり調べて。
- 6 番 それを知っておく必要があると思いましたので。
- 会 長 それでは採決に入ります。保留ということでご賛成をいただく委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし（挙手全員）
- 会 長 挙手全員です。よって保留案件として処理をさせていただきます。続いて番号7番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 （議案を読み上げる。）
- 20 番 6月19日に現地調査並びに申請人からの話を聞きましたので報告します。24ページの図面をご覧ください。一番上に住宅がありますが、ここの出身の方です。町外へ出られて建設業者で事務をしながらこちらへ1週間に1回程度帰って、この農地の管理をしておられたということです。摘要欄にありますように、なかなか通勤をして農業をすることが難しくなったため、ここへ農家住宅を建てて、農業をしながらまた向こうで仕事をするというのです。1種農地とありますが、現地を見ましたら田んぼではありますが畑として管理しておられ、1種農地ではありますが1種でないような。大変面積も狭く管理が難しいだろうと思います。現況地番図の斜線部分が今回の申請地ですが、分筆をされて右側の空白部分が4505-5という番地になるそうです。計画面積も240㎡ということで、農家住宅であればこの程度かなと思います。周辺農地への影響ですが、斜線部分から下2枚が申請人の農地であります。その右側3枚は、隣家の農地になります。ここの間に道路がありますので特に営農条件への支障はありません。その左側4505-3と入っているこの空白部分は山となっています。周辺への営農条件への支障はありません。
- 会 長 番号7番について審議に入ります。この件についてご意見ご質問をお願いします。
- 委 員 （異議なし）
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号7番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし（挙手全員）
- 会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号5番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

11 番 この案件は6月総会に非農地申請で提出されておりました、会長と4番委員と現地調査した結果、整地されて資材置き場になっておりましたので、これは非農地申請ではなく農地転用許可申請だろうと、非農地申請を取り下げてもらった案件です。この農地は雑種地、資材置き場で平成9年10月に広島県知事より許可が下りておりましたが、その後の現況写真と書類を農業委員会に提出されておらず、許可が無効になっておりました。この農地を相続されたのを機に、農地から雑種地に変更したいということで申請がありました。この農地は他の農地から離れた山の中にあり、周辺農地、水路等には何の影響もありませんので許可相当と判断しました。

会長 番号8番について審議に入ります。この件についてご意見ご質問をお願いします。

職務代理者 申請人のお仕事は。

11 番 建設業です。

会長 他にございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号8番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号9番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

9 番 申請地は申請人の実家でありまして、実際には25年前に増改築をされておりました。その後に圃場整備が済んだような状態で、申請人はこのことは知っておられませんでした。お父さんが亡くなられて相続する時点で、畑のままで家が建っている状況でした。30ページの申請地を見ていただきますと、住宅の名前はお父さんであります。その裏側へ圃場整備の時に道路がついていますが、31ページを見ていただきますと、1774-5となっておりますが、これが圃場整備の道路となっております。畑となっている所には家が建っております。これが25年前にはもう建っていたということです。この宅地に入るのに、実際には川端を通らないと入れない状況で、軽自動車はどうにか入れるぐらいの道しかありませんでしたので、手前にありますもうひとつの畑に車庫を作りたいということでした。将来的には帰ってきて家で農業をしたいという思いもあって、今度そこに車庫を作りたいということでした。一応許可相当だと思います。

- 会 長 番号9番について審議に入ります。この件についてご意見ご質問をお願いします。
- 3 番 現況地目の矛盾が生じると思いますが。25年前にということであれば、現況地目は本人申請の書類がそうになっているのか、税務課の現況地目との照合をしているのかどうか。
- 会 長 事務局、そこらへんはどうなっていますか。
- 9 番 畑のままで処理されておりました。細長い、ここに畑がないといけないんだがという感じで家が建っているので、畑の地目のままで残っていたのが現状だと思います。税法上も畑できていたのでは。
- 3 番 課税漏れらしいが、我々の審議の範疇ではないので、今回は関係ないとせざるを得ないと。
- 9 番 圃場整備の時の調査がおかしい。ずさんなのがあまりにも多いのではないかと感じている。ああいう例がたくさん出てきている。圃場整備の時にしっかりした調査をしていればこういう案件は出なかったのではないかと思います。
- 事 務 局 圃場整備の時に元来工事がかかっていない部分で、地目が畑というところについてきている。通常でいうと非農用地の設定をしなければならぬところを換地処分で非農用地の設定がされていない。だから農地のままで来ている。本来でいうと工事も入っていないので非農用地設定をして本人へ転用を促すべきだったが、こういう農地のままで処分されてしまった。
- 6 番 現況の場合は役場が調査をされて、家が建っていたら宅地に黙っていてもされているのに、そこはなぜなのかと。
- 事 務 局 家とされていますが、細長いところは庭木のような状況です。
- 6 番 そこでないところは宅地になりますよね。
- 事 務 局 小屋が立っている所もありますから。三角のところは何もない、現況を見れば雑種地か畑かというところになっている。
- 6 番 それは不公平だね。課税漏れだ。
- 会 長 白地として渡さなければいけないものを、圃場整備のお金も使っていないのに入っているのが第一、課税漏れと思いますが現況主義がちゃんとしていない。本人の責任ではない部分でミスが重なっている。1種農地ですから、先ほども申し上げましたように、意見聴取に出すべきものですから、それに始末書がついて出るなんてそんなことは聞いたことがないということで、事務局も苦慮しております。
- 3 番 今の点は、市町が県へ出すかどうか裁量の余地があるのか。1種については全部出す、



その他については裁量の余地があるような申し合わせ事項、絶対的なものじゃないと解釈してもできないことはない。

会 長 基本的に国が言ってきたのは1種農地は絶対だと。他は県の斟酌に任せますと。結果的に1種農地と太陽光の案件と係争になりそうな案件、異議申し立てが出そうな案件等は意見を聴取することができるということです。1種農地については外せない。

3 番 今回のケースは形式的には1種農地だが、先ほどの説明にあったように、本来は1種農地として処理すべきではなかった。実質的な経緯から出さないという扱いの方が妥当である。真実の姿で判断することが法解釈の上での基本である。行政の手続きのミスが過去にあったために変則な形になってきていることが明らかで、今の県の諮問をしないとことからすると、実質的な物事によって判断すべきで、この総会で我々がそういう風に整理すれば出さなくて済むと思う。

会 長 言われる意味はよくわかる。本人が不利益を被らない形で処理ができるように、農業会議とも相談しながら、出すか出さないか今後調整をしてみたいと思う。行政の方に瑕疵があったということを明らかにしたうえで、理由づけることができるのか、こっちの判断で落としていいのかどうか、農業会議と相談して処理をしたいと思います。

会 長 9番案件について、他にご質問ご意見はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号9番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手多数)

会 長 挙手多数です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号10番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

職務代理者 摘要欄に書いてありますとおり、離れた町外にとあるのは、町外のダムの近くにあるそうです。遠いので家の近くに置きたいという申請で、地図の10-2を見てもらいますと、ちょうど角地になり、その隣に申請者宅がある。倉庫とありますが、地域の公会堂の敷地内に法人の農業用倉庫が建ててあります。33㎡で面積としては適当だと思いますし、この申請用地は、地目は田ですが現在は畑として使用されており、その周りに管理道、用水を取るU字溝が埋めてありまして、周辺農地には影響はないと思います。周辺の方に墓を建てるという了解をとりましたと聞きました。

会 長 番号10番について審議に入ります。この件についてご意見ご質問をお願いします。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 10 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし (挙手多数)

会長 挙手多数です。よって申請どおり許可することに決定しました。

---

### 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について

会長 番号 11 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

21 番 38 ページの地図をご覧ください。143-2 という宅地がありますが、ここは車庫になっています。145-4 を昨年買い取って駐車場にということですが、今のところ畑になっています。今回その横をまた改めて買い取って両方を駐車場として考えておられます。道路を挟んで真向いが自宅ですので駐車場を設けたいということです。商売をされておられるので車を止めるところがほしいということで特に問題はありません。裏は大川で水の関係も皆さんへ迷惑をかけることはないと思います。

会長 番号 11 番について審議に入ります。この件についてご意見ご質問をお願いします。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 11 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし (挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 12 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

7 番 農地区分、転用目的は議案書摘要欄のとおりです。6 月 12 日に現地を確認に行きました。6 月 13 日に行政書士に面談をしました。そして 6 月 14 日に譲渡人と面談を行いました。譲渡人は体調不良と言うことで、奥さんに応じていただきました。その後譲受人の会社のアドバイザーの方と 6 月 16 日に電話にて話を聞きました。現地は仕事の関係で、30 年ぐらい前から耕作されていない状態を確認していましたが、草刈り等を実施されたこともありましたが、譲渡人の体調が悪くなれば、後継者がいないというこ

とで、近所の人に迷惑をかけることを一番心配されていました。この度の話があった時に、売買でと譲渡人が希望されたため今回の申請となった。近辺の土地はほとんどが譲渡人のもので、内容はわかりませんが兄弟の関係もあったり耕作はされておられません。1か所だけでもよくなるのではないかということ、譲受人への電話の際に近所に迷惑をかけないようにお願いしました。

会 長 番号12番について審議に入ります。この件についてご意見ご質問をお願いします。

6 番 面積が1,225㎡で売買ということだが、農地として利用しないので、これで売買できるという判断か。

事務局 1反超えてもどうということはないと思いますが。

6 番 耕作だったら3反要件がありますよね。売買だったらできるということか。

事務局 農地として残すのではないので。

6 番 農振除外してあるのか。わかりました。

14番 3条の場合は年齢が入っていますが、4条5条はないが。

事務局 耕作する要件ではないですよ。営農するのであれば、例えば3条なら、高齢なら本当にできるのかということがあるので年齢を記載するのでは。

6 番 譲渡人にも年齢が入る。譲渡人は耕作しないのに年齢が入って、譲受人は当然年齢が入っている。今の理由で言えば、そのことの整合性はどうか。

14番 私が質問したのは、以前土地を借りて太陽光を設置した案件があって、それが20年契約になっている。80歳を超えている所有者で、20年の賃貸契約です。100歳を超えるわけですよ。その時に太陽光の設置を撤去する時に責任をもってできるのかどうか。そういう時に年齢を入れる必要があるのではないかと。20年経って所有者が100歳になって、きれいに撤去して更地にしてくれととても言えないと思います。それを農業委員会では皆通ってきている。

事務局 それは相続が発生して、相続人が継承するのではないですか。

14番 おそらく相続人はいるので相続人が承継してやっていけばいいですがね。農業委員会としては出されたら通さないわけにはいかないし。

会 長 5条の場合に借りて太陽光発電施設をやるということですが、20年先のことを勘案して農業委員会ですべて許可という判断をする基準がない。あくまでも本人が80歳だろうが90歳だろうが、私が死んだあとは相続人がどうにかするという判断を本人がされているのを、80歳だから無理だと農業委員会の審議の中で言えない。3条の場合は営農を継

続することが可能かどうかという観点が必要ということで年齢が入っていた。渡す方に年齢がいるかと言えば、別にいらなないかと思うが、高齢なので農業経営を絶対したいという理由が書いてあるときに、80歳ならなるほどと、60歳ならおかしいと、年齢が入っていればなるほどと言う風には委員が納得できると理解している。

3 番 原稿の様式に年齢を書く欄がないからそうになっているのでは。変える必要があれば様式の規定を変えればいいだろうし。そのことを要請していない。

会 長 必要がないから様式にないのであって、4条、5条については不必要なんだろうということだと思います。北広島町のローカルルールでやるべきではないと思います。他にございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号11番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号13番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

20 番 6月13日に調査をしましたので報告します。農地区分と転用目的については摘要欄に記載のとおりで特に申し上げることはありません。計画面積も274㎡と妥当だと思います。周辺農地に係る営農条件への支障については、南側は山、前は道路、その前に田んぼがあるということで営農条件等には支障はなく、許可相当とっております。

会 長 番号13番について審議に入ります。この件についてご意見ご質問をお願いします。

3 番 4711番については現況が雑種地となっているが、始末書も顛末書もついていない、その辺の経緯は。

20 番 譲渡人に直接聞いていないのでわからないが、現況は2筆とも雑種地の状態である。畑であったことは間違いない。

3 番 許可なしに雑種地になっているということか。

20 番 許可なしにではなく、手入れがしていないから、見た目が雑種地になっているから現況が雑種地なのでは。

6 番 現況が雑種地で、地目は畑なのか。

- 3 番 調査の段階で、自然荒廃で見た目が原野なのか雑種地なのか。公平性を保つためには、先行でやって現況が変わっているのであれば
- 20 番 住宅を建てるために提供したということではない。草刈りはしていても別に問題ないのではないか。譲渡人が草刈り、あるいは管理をしていたということなら問題ないと思う。
- 3 番 そこは調査した方でないと現況はわからないが、現況地目が雑種地で、畑で管理されていない草が刈ってあるとすれば当然畑です、一般的に。
- 20 番 畑として作物が植えてなければ雑種地と、人の目によりますよね。
- 3 番 この現況地目はだれがどこで判断されたのか、本人申請なのか、税務課との調整があったのか疑問があったので質問した。
- 会 長 4713・2 と 4711 を比べたときに、土が入った状態で雑種地じゃないんですね。同じなんですね。
- 20 番 同じです。写真があります。別に土を入れたとかいう状態ではない。先行していない。
- 21 番 耕していないだけよね。草が生えているだけ。
- 会 長 片方が雑種地で片方が畑で残っている。税務課がどういう判断で処理されたのかわからない。
- 3 番 申請者が申請の書類にこのように記載したから、そのまま事務局が書いたんですね。
- 事務局 申請書を確認しましたが、現況は畑でした。完全な打ち間違いです。
- 会 長 お聞きのように 4711 の現況は雑種地ではなく畑ということですよ。訂正をお願いします。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 13 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし (挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 14 番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案を読み上げる。)
- 3 番 約 35 年前、譲渡人の亡き父が中国自動車道の建設の残土利用で現地は造成をしたとい

うことで、現況は35年前から雑種地という状況です。そのまま放置されて今日に至るということです。飲食店はお好み焼き屋さんですが、お店は15年ぐらい前に開店されましたが、この駐車場の利用は約7、8年前から賃貸で利用していましたが、この度売買という協議が整ったので、その手続きをする中で農地のままということが判明したということです。従って35年も現況のまま現在に至っていることから、周辺農地へかかる支障はないということで、駐車場10台で面積も妥当ということで、追認許可やむなしというところです。

会 長 番号14番について審議に入ります。この件についてご意見ご質問をお願いします。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号14番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号15番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

15番 内容は摘要欄のとおりです。顛末書がついております。家族が4人多くなりまして手狭になり、面積が少し広いのですが、988㎡ということで、転用目的に一般住宅、駐車場、車庫、倉庫、離れということで、ここにも図面がありますが事業規模からいっても適当ではないかと判断しました。町外の方でこちらに来られ現在妻の実家に住んでいます。周辺の農地にも支障はありませんし許可相当と思います。

会 長 番号15番について審議に入ります。この件についてご意見ご質問をお願いします。

3番 顛末書と言われていましたが、過去に無断で造成をしていたという意味でついていたのか。建物はまだ着工はしていないのか。

15番 相当前に造成されていて、着工はまだしていません。

会 長 他にございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号15番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 16 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

2 1 番 譲受人は自動車廃車業をされております。5 2 ページの地図をみていただくと、譲受人の工場の裏側に空いた土地がありまして、高速道路の下側になるのですが、続きでもあり、余った土地を少しでも広げたいということでの購入です。親戚からの購入でスムーズにいくと思います。会社が伸びることはいいことで、特に問題はありませなし、高架下で日当たりも悪いことからちょうどいいのではないかと思います。

会 長 番号 16 番について審議に入ります。この件についてご意見ご質問をお願いします。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 16 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

---

#### 議案第 4 号 農業用施設転用届について

会 長 番号 17 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

1 番 転用届は摘要欄のとおりです。位置ですが 5 6 ページをご覧ください。申請人の自宅があり、その前の畑になります。次のページの 1 7 - 2 をご覧ください。道路がありまして 425 と 426-1 ですが、斜線部分以外はほうれん草のハウスが 1 0 棟ぐらい建っております。その機械を収納するための施設を作ったのですが、1 0 棟のハウスで新規就農者を受け入れておられますし、周辺農地への営農条件への支障はありません。始末書が添付されています。以上のことから受理妥当と判断しました。

会 長 それでは番号 17 番について質疑に入ります。ご意見ご質問等をお願いします。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 17 番について受理することに賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって届出を受理することに決定しました。

---

### 議案第5号 農地改良届について

会長 番号18番について事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案を読み上げる。）

8番 61ページをご覧ください。2枚の水田です。改良が3か所、先ほど説明がありましたが、水路からの漏水、圃場整備して20数年経ってますので路盤の軟弱等により耕作・耕うん作業に大変支障をきたしている。水路の漏水改良や路盤の改修を話されておりました。隣接する関係者の同意書を取っておりますので問題ないと思います。秋から着工ということでした。

会長 それでは番号18番について質疑に入ります。ご意見ご質問等をお願いします。

委員 （異議なし）

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号18番について農地改良届を受理することに賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって届出を受理することに決定しました。

---

### 議案第6号 農用地利用集積計画について

会長 事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案を読み上げて説明。）これらは、農業経営基盤強化促進法第18号第3項各要件を満たしていると考えます。

会長 それでは農用地利用集積計画について審議に入ります。ご質問ご意見をお願いします。

委員 （異議なし）

会長 それでは質疑を打ち切って採決をいたします。町長部局より意見を求められておりますが、可として意見を付すことにご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。



委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。可として意見を付すことに決定しました。

---

### 議案第7号 農業振興地域整備計画の一部変更について

会長 事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案を読み上げる。）

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

14番 別紙1の表アの位置番号10番はすべて畑となっているが、332番が畑であとの5筆は田ではないか。

事務局 現地を見ているわけではないのですが、これは現況地目なので水田状態ではないということはないですか。

14番 事前検討調書には、台帳が畑であと田んぼで、現況が原野となっている。

会長 役員が現地調査で見に行ったときには荒れていたのでしょうか。元々地目は田なのでしようがね。

事務局 登記簿地目は田ということですよ。この様式での現況地目が田か畑しかありません。実質水稻が植えてあれば田だが、それ以外は樹園地以外は全部畑になると農振担当から聞いています。

6番 こっちの事前検討調書は田になっていたからね。

3番 除外をされる際の判断基準、認められない場合の事例はあるのでしょうか。「法第13条第2項の要件をすべて満たす」その中身は具体的にどういうことなのでしょう。今回の6番案件は保留になりましたが、今年2月の総会で農振除外で出ている。同じ課で必ず現地を見られたりしていると思うが、その際に無断転用や事前改良は現地で調査すればわかる。同じ課の中での連携はどうなっているか。除外をしてその後の4条・5条に関連性があるのですが、農振を除外する際の判断基準でこれはダメという例があるのか。過去には行政の判断で農振の除外ができることも聞いたことがある。また次回でも整理して詳しい説明を聞きたい。

会長 表紙にある法律施行規則第3条の2第2項の規定は、整備計画を変更する場合には農業協同組合や森林組合や農業委員会へ意見聴取しなければならないという条項があって、その部分が意見聴取という形で出ていると理解している。その審査基準はまた別のと

ころに定めがある。今年の2月に意見聴取があったところで、可として意見を付して農業委員会が一部変更を認めたという事実があって、それが4条や5条で出てきた時にストップをかけると整合性がないと言われる可能性がある。役場の担当も農地法に基づいて許可できるのかどうか、法的な判断をして乗せなければ行政としての整合性がなくなるので、本来そうされるべきだと思いますし、農業委員の立場で言うと、少なくとも自分が担当している所から一部変更が出たときに、妥当かどうかの判断が迫られていますから、そこで歯止めがかからなかったら、正式に申請が出た時に歯止めをかけるかどうかとなっていると言われる可能性がある。意見聴取については自分の担当地域については責任をもって判断をしていただき、可として意見を付してもらいたいと思います。

3 番 「法第13条第2項の要件をすべて満たす」の要件と、これまで本人が申請しても認められないケースがあったのかを聞きたい。例えば位置番号6は私の担当地域だが、変更理由は「獣害により畑の利用が困難」とあるが、現地を見に行くところとちゃんと囲って畑として利用している。現に現況が畑として十分活用できていても、本人の意思で植林して山に返すということであれば、農業委員会としては文句のいいようがないとしか考えられない。所有者の意向によってどうにでもなるのか。

会 長 13条第2項の内容について来月の総会で報告できるようにお願いします。

事務局 担当の職員に確認します。

会 長 その他ご意見ご質問はございませんか。

8 番 一番最後のページの位置番号11番ですが、1868番の下にある1867番は小学校の駐車場になっていて、その法面が長さ60m、幅が6~7mありますかね、下から4分の1ほどコンクリートになっていて、台帳ではその部分が面積から除外されているのかどうか。

会 長 中山間直接支払交付金をもらうために編入するんですかね。

8 番 その上では水稻をされておられて、農振で案件が出てますから。行って見てみましたが。

事務局 この一部が駐車場になっているかということでしょうか。

8 番 (写真を提示して) この下がコンクリートで塗ってあるので、全体の面積が348㎡となっているが、これを除いた分が申請されているのかどうか。台帳どおり申請で全部ですかね。通常で言えばこれを除いたものでないと。要は草が生えてないのだから。

事務局 (写真を見て) ここが法面で、駐車場はこの下ですよね。

8 番 通常は、台帳は下まで入っているのではないかと。下まで行くと駐車場だから行ってはいけないと、町がコンクリートを張ったのでは。台帳的にこの辺の面積をどう見るか。

事務局 田の畔として見れば、別段そこにコンクリートを張ろうが畔ですから。

- 8 番 台帳的には面積は下まで入っているから、サービスするという感覚ですかね。
- 事務局 登記上は法面で登記されているから
- 8 番 要は中山間直接支払の費用を出すときに通常ここまで草を刈るが、ここはいいよと。
- 事務局 たまたま草を機械で刈るのか、コンクリートを張っているか、防草シートを張るかとの維持管理の施工の問題だと。
- 会長 本人がコンクリートを張る分にはいいが、町が張った分にも中山間のお金が出るのかと。
- 事務局 分筆して町の所有にすればいいのだろうが、おそらく維持管理上の問題でそこへ施工上でコンクリートを張ったのだと思います。あくまで所有者はそのままです。
- 8 番 今度は地元が管理するということになると、草刈りをするときにこの前に車があれば石が飛んだりする。子どもがロータリーで車に乗ったりする。そこを注意されるとね。
- 会長 面積の整合性についての指摘があったと担当に伝えていただければと思います。他にございますか。
- 委員 (異議なし)
- 会長 ないようでしたら質疑を打ち切って採決に入ります。この件について可として意見を付すことにご賛成いただける委員は挙手をしてください。
- 委員 異議なし(挙手全員)
- 会長 挙手全員です。よって可として意見を付すことに決定しました。  
以上で本日、提案いたしました議案の審議につきましては終了いたします。

以上、相違ないことを証するため署名捺印をする。

平成 年 月 日

会 長 ⑩

議事録署名者 ⑩

議事録署名者 ⑩